

## 交通誘導員の確保に関する取扱試行要領

### (趣旨)

第1条 本要領は、交通誘導員の確保が困難なひっ迫時において、土木工事共通仕様書（静岡県交通基盤部）で定められた交通誘導員の配置に対する要件の緩和措置として、「自家警備」による交通誘導を試行的に導入するための必要事項の他、交通誘導警備員の確保に関する取扱いを定め、交通誘導員の円滑な確保に資することを目的とする。

交通誘導を行う工事は、特記仕様書を添付して発注するものとする。

### (用語の定義)

第2条 本要領において用いる用語は、次のとおりとする。

(1) 自家警備

当該工事を受注した建設業者の従業員が行う交通誘導業務

(2) 指定路線

警備業法の規定に基づき、静岡県公安委員会が交通誘導警備員Aの配置を要する路線として指定した路線

(3) 連携警備

交差点や片側交互通行区間等、一般交通の停止を伴う規制を行うため、無線機等により交通誘導員の連携を必要とする警備

(4) 非連携警備

交通誘導員の連携を必要としない警備

### (交通誘導警備員確保のための情報提供依頼)

第3条 受注者は、警備業者3社以上と交渉した結果、交通誘導警備員を確保できなかった場合に、静岡県警備業協会へ情報提供依頼を行うことができるものとする。情報提供依頼を行った場合は、「交通誘導警備員確保のための情報提供依頼」を監督員に提出するものとする。

### (自家警備の実施条件)

第4条 受注者は、原則警備業者の警備員を交通誘導警備員として配置しなければならないが、第3条に定める情報提供依頼を含め交通誘導警備員の確保に努めた結果、やむを得ず必要人数の確保に至らなかった場合に自家警備の実施を可能とする。ただし、第5条の自家警備の対象工事に該当し、第6条の自家警備の資格要件を満たす場合に限る。

なお、災害応急対応等の緊急時においては、この限りではない。

### (自家警備の対象工事)

第5条 自家警備の対象工事は、指定路線以外の路線のうち、次の(1)、(2)いずれかの交通誘導を行う工事とする。この場合、道路の交通量及び車線数等に関する制限はないものとする。

(1) 非連携警備

(2) 連携警備のうち、交通に及ぼす影響が少ない（交差点を含まない等）区間で実施する交通誘導

(自家警備の資格要件)

第6条 自家警備を行う交通誘導員は、次の(1)、(2)いずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 交通誘導警備業務検定1級又は2級合格者
- (2) 静岡県建設業協会が実施する交通誘導安全講習会の受講者

(交通誘導安全講習会の受講証明書の有効期間)

第7条 静岡県建設業協会が実施する交通誘導安全講習会を受講した者が取得する受講証明書の有効期間は5年間とする。

(自家警備の実施手続)

第8条 自家警備の実施にあたり、受注者は、次の(1)、(2)、(3)を監督員に提出し、承諾を受けなければならない。

- (1) 交通誘導警備員が確保できなかったことの証明となる警備業者3社以上への交渉を行った経緯及び自家警備の従事者を記載した「自家警備の理由書」
- (2) 静岡県警備業協会へ情報提供依頼を行った「交通誘導警備員確保のための情報提供依頼」
- (3) 第6条の資格要件を満たす証明となる、「検定合格証明書」又は「受講証明書」の写し

(自家警備の従事者)

第9条 受注した工事の一部を下請契約した場合、元請業者の施工現場では元請業者の従業員が自家警備に従事し、下請業者の施工現場では下請業者の従業員が自家警備に従事しなければならない。

(実施時における留意事項)

第10条 自家警備の実施にあたっては、次の(1)、(2)、(3)に留意する。

- (1) 自家警備を行う交通誘導員は、通行人が他の現場作業員等と判別ができる服装で実施する等、交通誘導に支障をきたすことがないように努めること。
- (2) 自家警備を行う交通誘導員は、第6条の要件を証明する検定合格証明書又は受講証明書、及び本人確認書類を現場内で携帯すること。
- (3) 受注者は、災害応急対応時等において、緊急的に交通誘導業務を行う必要がある場合には、交通誘導安全講習会の受講者の配置に努めるものとする。

(費用計上)

第11条 自家警備を行う交通誘導員の労務単価は「交通誘導警備員B」とする。

(試行の検証)

第12条 自家警備の有効性や課題を把握するため、試行の検証を行い、検証結果について関係機関で協議する。

2 本要領については、必要に応じて適宜見直しを図る。

## 附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 10 月 22 日から施行する。
- 2 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日以降に積算する工事に適用する。
- 3 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日以降に積算する工事に適用する。

## 自家警備の理由書

次の公共工事において交通誘導警備員の確保に努めましたが、警備会社から確保ができませんでした。ついては、やむを得ず自家警備で安全を確保して公共工事を行いますので、理由書を提出します。

- 1 工事名：
- 2 箇所名：
- 3 道路使用の目的：
- 4 工期： 年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 交通規制期間： 年 月 日 ～ 年 月 日（時間： 時 分～ 時 分）
- 6 規制内容：
- 7 必要な人員： 名
- 8 交通誘導警備員の確保のため警備業者3社以上と交渉した結果

	日付	時間	警備業者	担当者	連絡先	確保できなかった理由
1	○月○日	10:00	A 警備 (株)	○○	054-000-0000	人員の不足
2	○月○日	14:00	(株) B	○○	054-000-0000	短期契約では不可（長期契約は可）
3	○月○日	14:30	(株) C	○○	055-000-0000	遠隔地のため対応できない

### 9 自家警備の従事者

	施工業者名	氏 名	資格または受講歴	検定合格証明書または 受講証明書
1	(株) A 建設	○○ ○○	交通誘導警備業務検定 2 級	H29.10.1 静岡県第 000 号
2	(株) A 建設	○○ ○○	○○協会主催の交通安全講習会	R2.12.20 発行
3	(株) B 組			
4	(株) B 組			

※検定証又は受講証の写しを添付します。

受注者

住 所

会社名

# 交通誘導警備員確保のための情報提供依頼

年 月 日

一般社団法人静岡県警備業協会事務局 御中

一般社団法人静岡県警備業協会 御中

会社名： \_\_\_\_\_

代表者名： \_\_\_\_\_

下記の交通誘導業務にあたり警備会社3社以上と交渉を行った結果、交通誘導警備員を確保できませんでした。対応可能な会員様がございましたら、令和 年 月 日までに当社までご連絡願います。

## 交通誘導警備員の確保のため警備業者3社以上と交渉した結果

	日付	時間	警備業者	担当者	連絡先	確保できなかった理由
1	○月○日	10:00	A 警備 (株)	○○	054-000-0000	人員の不足
2	○月○日	14:00	(株) B	○○	054-000-0000	短期契約では不可 (長期契約は可)
3	○月○日	14:30	(株) C	○○	055-000-0000	遠隔地のため対応できない

## 交通誘導業務の内容

発注機関名 ・担当課名		担当監督員名	
工事名			
箇所名			
道路使用目的			
工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
交通規制期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (時間： 時 分 ~ 時 分)		
交通規制内容			
必要人員	人		
その他			

## 連絡先

連絡責任者	
連絡先	
その他	